

# 青森県報

号外第四十八号

平成三十年  
四月二十七日  
(金曜日)

## 目 次

### 海区漁業調整委員会

○東部海区管内におけるかご漁業の操業の指示……………(事務局) ……

### 海区漁業調整委員会

#### 青森県東部海区漁業調整委員会指示第七号

青森県東部海区管内における動力漁船を使用し行うかご漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成三十年四月二十七日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

#### 一 操業の制限

下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線以南の太平洋における青森県東部海区管内の海域(漁業権漁場を除く。以下「制限海域」という。)においては、動力漁船を使用し行うかご漁業の操業をしてはならない。ただし、知事許可に基づき操業する場合、又は青森県東部海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に操業の届出を行った場合はこの限りでない。

#### 二 操業の届出

制限海域において動力漁船を使用して当該漁業を操業しようとする者は、当該漁

業に使用する船舶ごとに、委員会指示発動後三十日以内、又は操業の最初の日の三十日前までに、委員会が別に定める「青森県東部海区かご漁業操業届出事務取扱要領(以下「取扱要領」という。)」により届出をしなければならない。

#### 三 届出内容の変更の届出

届出の内容に変更(使用船舶の変更を除く。)を生じたときは遅滞なく、その旨を委員会に届出なければならない。

#### 四 操業者の遵守事項

1 操業の届出をした者は、漁業秩序の維持を図るため、他種漁業を営む者との間で操業協定等を締結してこれを遵守し、又は当該漁業に使用する船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者(以下「船長等」という。)に遵守させなければならない。なお、操業協定等の当事者は、原則として各漁業を営む者で構成する団体の代表者とする。

2 操業の届出をした者は、漁業秩序の維持を図るため必要と認めるときには、当該漁業者間で操業協定等を締結してこれを遵守し、又は船長等に遵守させなければならない。

3 操業の届出をした者又は船長等は、当該漁業を操業しようとするときは、使用する船舶に届出接受書を備え付けておかななければならない。

4 操業の届出をした者又は船長等は、当該漁業の操業期間中、取扱要領に定める様式による標識を船舶両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

5 操業の届出をした者又は船長等は、当該漁業に使用する漁具の幹繩に、水面上1・5メートル以上の高さのボンデンを設置し、当該ボンデンに取扱要領に定める様式による旗を設置しなければならない。また、夜間当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

6 操業の届出をした者又は船長等は、当該漁業により採捕されたかに及びえびを速やかに海中に戻さなければならない。

7 漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き、制限海域に面する陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。なお、陸揚げには船舶の停泊地等から車両等に転載したものは含まれない。

8 操業の届出をした者は、毎年度の漁獲成績を取扱要領に定める様式により翌年度の四月三十日までに委員会に報告しなければならない。

9 操業の届出をした者は、前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めて指導した内容に従わなければならない。

五 指示の有効期間  
委員会指示発動の日から平成三十三年三月三十一日まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭